

（公財）長岡市スポーツ協会実施
ながおか Come100 クラブ活動規約 新旧比較表

主要な新設・内容変更のみ掲載※文言訂正、表記・用語の統一、条番号の繰下げその他内容に影響しない整理は省略しています。

条項	現行規約	改正規約案	主な改正目的
第 14 条・第 15 条 活動日、活動日数・時間	休日実施を原則とし、年間 40 日以上 50 日以内。月 2 回活動は年間 20 日以上 25 日以内。活動時間は原則 3 時間程度で、大会引率は例外。	平日開催の大会・コンクール等への振替を可能とし、年間上限を 55 日、月 2 回活動を 28 日に変更。4 時間 30 分以上の 1 日活動の上限、上位大会、吹奏楽の平日夜間活動等の例外を新設。	活動実態に即した活動量と例外手続を明確化。
第 19 条 運営体制【新設】	規定なし。	クラブ活動ごとに「クラブ代表」と「事務担当者」を置き、対外的責任、関係機関との連絡調整、見学・新規参加者対応等の役割を明確化。	クラブごとの責任及び連絡調整体制を整備。
第 21 条 指導人材への報酬	1 日報酬の基準を「3 時間を大幅超過」と規定。	1 日報酬の基準を「4 時間 30 分以上」と明確化。	報酬算定基準を統一。
第 22 条 指導体制	2 名の指導人材による指導を原則とする。	複数会場で活動する場合は会場ごとに 2 名を原則とし、困難な場合は当協会の事前承認により「指導人材 1 名＋成人補助者」を可能とする。	複数会場における安全確保と例外手続を明確化。
第 28 条 処分等の内容	注意、警告、活動停止、除名を段階的に適用。	正式な処分に加え、処分に至らない「助言・改善指導」を新設。重大事案は段階にかかわらず相当な処分を適用可能とし、総合判断及び別途の判断基準を規定。	教育的改善と重大事案対応を両立し、判断の公平性を確保。
第 29 条 処分等の手続	運営主体が事情聴取・証拠収集を行い、管理主体と処分の要否・内容を審議して決定。弁明と書面通知を規定。	当協会が事実確認を行い、弁護士等専門家の意見を聴いた上で管理主体と協議し、当協会が措置・処分を決定。弁明、相談者等への通知、認定取消しに関係する事案の報告、記録・情報開示基準を明記。	案件ごとの専門家関与により客観性・第三者性を確保。
第 30 条 再調査・再審査【新設】	規定なし。	相談者等の再調査申出と、行為者の再審査申出を新設。新資料、聴取漏れ、事実認定の誤り、重大な手続問題に対応。	判断誤りや手続の不備を見直す機会を確保。
第 31 条・第 32 条 相談・通報窓口、対応方針	運営主体内に相談窓口を設置。相談内容の秘密保持、関係者聴取、匿名相談等を規定。	当協会内に相談・通報窓口を設置し、第三者機関への委託を可能とする。処分等を求める場合の身元提示、事実関係の明確化、管理主体との連携を規定。	相談・通報から事実確認・処分手続へつなぐ条件を明確化。